

令和7年度

松山市 国民健康保険運営協議会

令和8年1月13日開催
委員配布資料

目 次

1. 収支状況と分析について	・・・・・	1
2. 国民健康保険料の見直しについて	・・・・・	7
3. 国民健康保険条例の一部改正について	・・・・・	20

1. 収支状況と分析について

令和6年度決算の状況

(単位:千円)

		R5決算額	R6決算額	対前年度	
				増減額	増減率(%)
歳 入	1 国民健康保険料	8,047,276	7,891,190	△ 156,086	△1.9
	2 使用料及び手数料	16	1	△ 15	△93.8
	3 国庫支出金	1,616	7,915	6,299	389.8
	4 県支出金	37,279,278	35,764,118	△ 1,515,160	△4.1
	5 財産収入	1	91	90	9,000.0
	6 繰入金	5,090,015	4,922,568	△ 167,447	△3.3
	7 繰越金	3,343,169	2,844,869	△ 498,300	△14.9
	8 諸収入	204,316	277,074	72,758	35.6
		53,965,687	51,707,826	△ 2,257,861	△4.2
歳 出	1 総務費	720,601	748,333	27,732	3.8
	2 保険給付費	36,529,223	35,343,052	△ 1,186,171	△3.2
	3 事業費納付金	13,192,122	12,898,079	△ 294,043	△2.2
	4 保健事業費	454,532	411,093	△ 43,439	△9.6
	5 基金積立金	1	1	0	0.0
	6 諸支出金	224,339	264,963	40,624	18.1
	7 予備費	0	0	0	—
			51,120,818	49,665,521	△ 1,455,297
歳入歳出差引額		2,844,869	2,042,305	△ 802,564	△28.21
単年度収支		△ 498,299	△ 802,564	△ 304,265	61.06

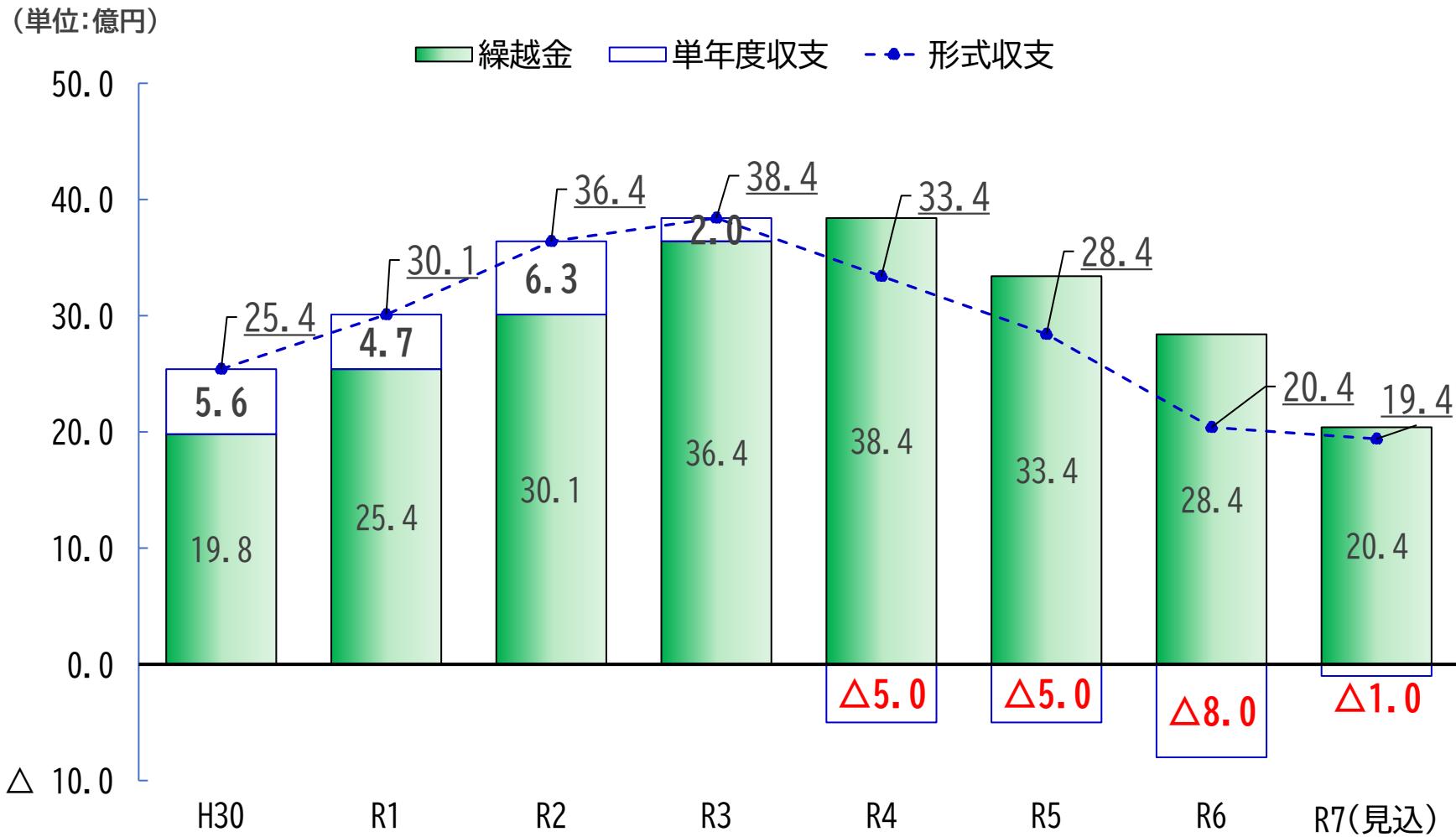
令和7年度予算の状況

(単位:千円)

		R6予算額	R7予算額	対前年度	
				増減額	増減率(%)
歳 入	1 国保料	7,429,458	7,248,777	△ 180,681	△2.4
	2 使用料手数料	10	10	0	0.0
	3 国庫支出金	463	473	10	2.2
	4 県支出金	40,315,454	39,293,452	△ 1,022,002	△2.5
	5 財産収入	10	10	0	0.0
	6 繰入金	5,145,152	5,012,815	△ 132,337	△2.6
	7 繰越金	1,230,000	230,510	△ 999,490	△81.3
	8 諸収入	262,853	222,853	△ 40,000	△15.2
		54,383,400	52,008,900	△ 2,374,500	△4.4
歳 出	1 総務費	742,544	712,818	△ 29,726	△4.0
	2 保険給付費	39,926,771	38,855,866	△ 1,070,905	△2.7
	3 事業費納付金	12,898,402	11,654,441	△ 1,243,961	△9.6
	4 保健事業費	484,073	454,365	△ 29,708	△6.1
	5 基金積立金	10	10	0	0.0
	6 諸支出金	330,600	330,400	△ 200	△0.1
	7 予備費	1,000	1,000	0	—
			54,383,400	52,008,900	△ 2,374,500

単年度収支の推移

社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の減少などで、**令和4年度に単年度収支が赤字に転じ、令和6年度で3年連続赤字**となった。令和7年度は、保険料改定で、大幅に収支が改善する見込みであるが、現時点では赤字を見込んでいる。

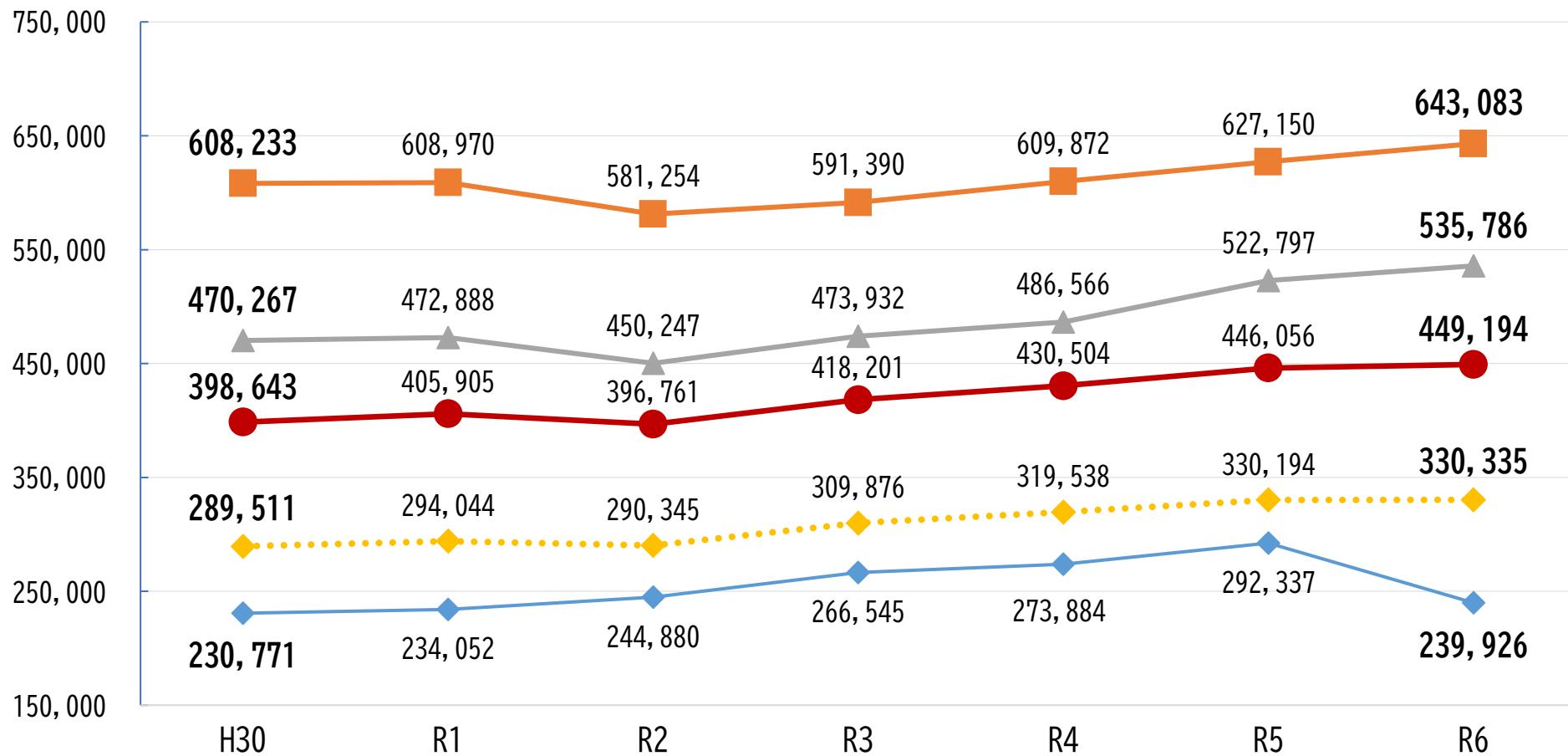


一人あたりの医療費(年代別)の推移

一人あたりの医療費は、中長期的に增加傾向にある。また、年代が高くなるほど医療費水準は高く、70歳以上が最も高額となっている。国民健康保険の加入者には65歳以上の高齢者の割合が高いことから、被保険者数が減少する一方で、保険給付費は横ばい又は微減で推移している。

(単位:円)

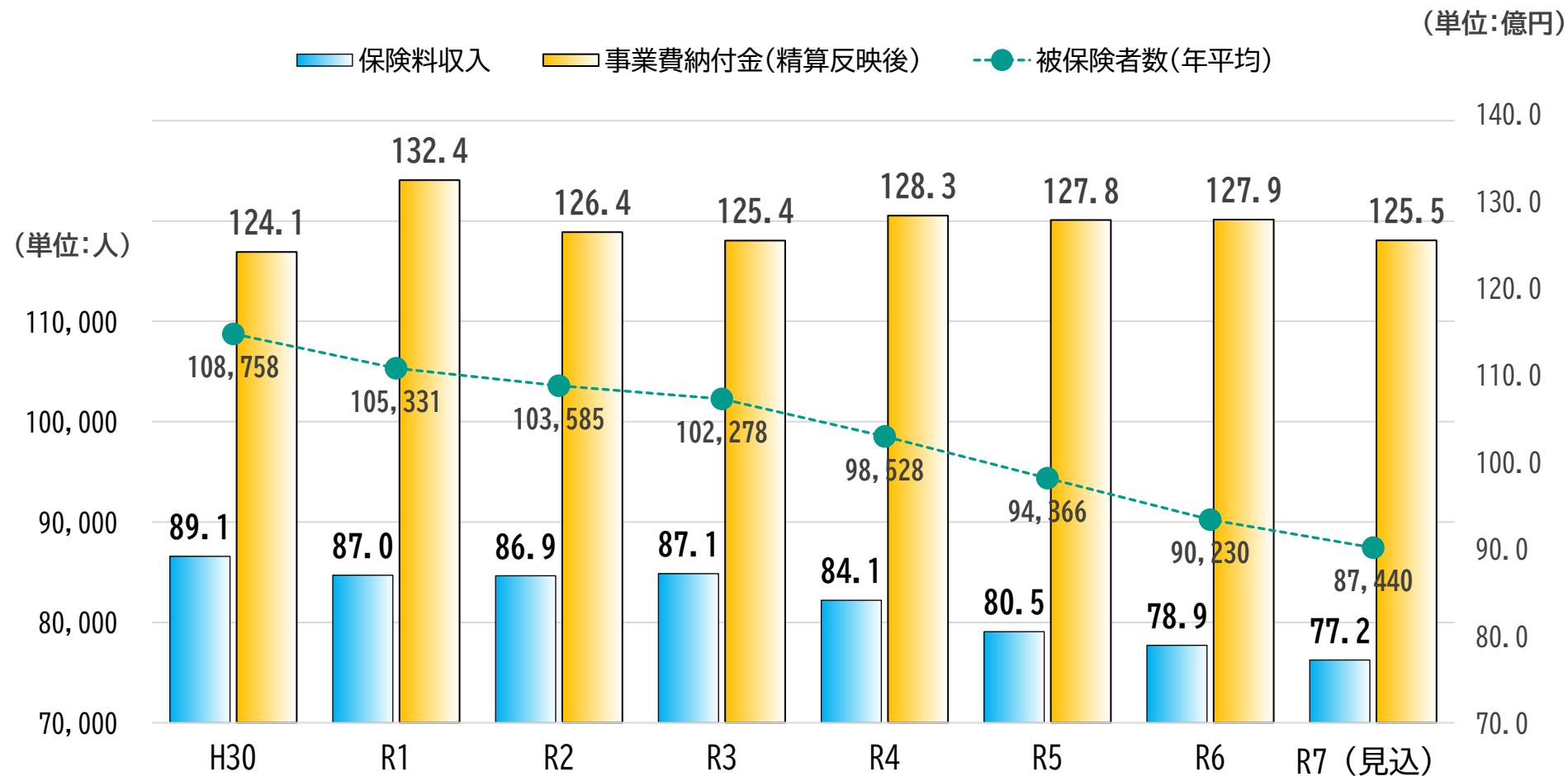
● 全年代平均 ■ 70歳以上 ▲ 65歳-69歳 ⚡ 6歳(就学後)-64歳 ◆ 0-6歳(未就学)



保険料収入・事業費納付金と被保険者数の推移

令和4年度から、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行で加入者が急減している。今後は、企業規模要件の撤廃など社会保険の適用拡大がさらに進むため、加入者の減少傾向は続く見込み。

保険料収入が減少する一方で、医療費支出をもとに算定される事業費納付金は、横ばい又は微減で推移するため、収支ギャップは拡大する傾向にある。



2. 国民健康保険料の見直しについて

これまでの流れ

平成30年 4月 国保制度改革により国保の財政運営が都道府県単位化

都道府県は、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、市町村は、引き続き地域住民と身近な資格管理や保険給付、保健事業など、きめ細かな事業を担うことになった。

令和 5年 10月 [国] 保険料水準統一加速化プランを策定

国は、国保運営方針の期間(R6年度～11年度)を保険料統一の取組加速期間と位置づけ、「保険料水準統一加速化プラン」を策定。医療費水準を納付金に反映させない納付金ベースの統一を、令和12年度を目安に実現することなどが示された。

令和 6年 3月 [県] 愛媛県国民健康保険運営方針を改定

保険料水準の県内統一に向けて、令和6年度以降の愛媛県全体の取組目標を定めたロードマップを作成するとともに、県内の保険料の「準統一」を目指すことが明記された。

令和 6年 11月 [市] 国民健康保険運営協議会へ諮問

令和 7年 1月 [市] 国民健康保険運営協議会の答申

国及び県の動向や、本市国保会計の財政状況を踏まえ、国民健康保険料の見直しについて、国民健康保険運営協議会に諮問。協議会からは、①保険料見直しに早急に着手する必要がある、②標準保険料率への移行を着実に進めるべき、③被保険者への影響に配慮し最大限の激変緩和措置を講じるようにとの答申がなされた。

「保険料水準の統一」に向けたロードマップ（愛媛県）

検討項目	計画期間 【第3期】						【第4期】
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12～R17
[愛媛県] 医療費指数の設定 (α を1→0へ)	1.0	0.75	0.5	0.25	0		
	市町間の医療費水準の差を納付金に反映させる医療費係数(α)をR8年度から段階的に引き下げ、R11年度に0とする。						
[各市町] 算定方式の統一 (4方式→3方式) ※松山市は対応済			資産割の廃止に向けた移行作業 (R11年度までに)			統一	
			4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)を採用している市町は、R11年度までに資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)に統一				
賦課割合の統一 (標準保険料率移行)			県内統一の賦課割合へ移行作業 (R11年度までに)			統一	
			保険料算定時の賦課割合をR11年度までに【応益割:応能割=1:標準の β 】 【均等割:平等割=7:3】に統一				

方針1

R7年度から保険料改定を行う

(審議会の答申要旨)

厳しい財政にある本市国保は収支改善の取組が不可欠。今後も厳しい状況が続く見込みであるため、保険料見直しに早急に着手する必要がある。

方針2

R11年度までに標準保険料率へ移行する

(審議会の答申要旨)

県が統一方針を示している以上、本市の現行保険料との乖離状況を分析し、標準保険料率への移行を着実に進めるべきである。

方針3

段階的に保険料を改定し、改定額の平準化を図る

(審議会の答申要旨)

被保険者への影響には十分配慮し、最大限の激変緩和措置を講じ、改定額の平準化を図ること。

令和7年度の保険料改定の結果

令和7年度の保険料改定で、

均等割と平等割はそれぞれ想定通りの結果となり、

所得割は、マイナス改定したものの、算定基礎額が前年度より大幅に増加し、想定より増加した。

		R6→R7 改定	R6当初賦課 ①	想定	R7当初賦課 ②	R6→R7増減	
賦 課 総 額	増減額 ②-①	増減率					
	所得割※ ▲1.10%	▲1.10%	4,916,042,281	4,274,449,553	4,674,541,740	▲241,500,541	▲4.9%
	均等割 +3,840円	+3,840円	3,165,241,680	3,272,932,800	3,269,174,400	103,932,720	3.3%
	平等割 据置き	据置き	1,922,046,120	1,786,816,936	1,827,583,220	▲94,462,900	▲4.9%
			10,003,330,081	9,334,199,289	9,771,299,360	▲232,030,721	▲2.3%
	軽減額	軽減額	1,882,910,561	1,932,879,935	1,845,154,380	▲37,756,181	▲2.0%
算定結果		8,120,419,520	7,401,319,354	7,926,144,980	▲194,274,540	▲2.4%	

所得割	総所得	59,305,032,109	56,490,662,245	64,399,379,424	5,094,347,315	8.6%
	算定基礎額	44,024,511,992	41,935,291,983	49,270,145,894	5,245,633,902	11.9%
	対象世帯数	30,547世帯	29,097世帯	30,225世帯	▲322世帯	▲1.1%

※所得割の賦課総額は、賦課限度超過額を控除したとのもの

令和8年度の県納付金と標準保険料率の状況(県の仮算定結果)

■ 県納付金

	R7納付金	R8納付金(予定) (増減額)
医療分	8,122,713,434	7,654,640,281 (△ 468,073,153)
後期分	2,669,613,084	2,655,301,899 (△ 14,311,185)
介護分	858,604,470	873,133,045 (14,528,575)
子ども分	0	209,745,556 (209,745,556)
計	11,650,930,988	11,392,820,781 (△ 258,110,207)

■ 標準保険料率の増減と本市保険料(R7)との差

	松山市 R7(①)	標準保険料率			差 ②-①	
		R7	R8(②)	増減		
均等割	医療分	24,120	31,032	30,313	▲ 719	6,193
	後期分	9,120	11,807	12,083	276	2,963
	介護分	9,480	12,247	12,088	▲ 159	2,608
	子ども分			972	972	972
	子ども18以上			40	40	40
平均割	計	42,720	55,086	55,496	410	12,776
	医療分	20,040	20,412	19,912	▲ 500	▲ 128
	後期分	7,560	7,767	7,937	170	377
	介護分	5,880	6,016	5,920	▲ 96	40
	子ども分			640	640	640
所得割	計	33,480	34,195	34,409	214	929
	医療分	8.50%	7.22%	6.97%	▲0.25%	▲1.53%
	後期分	3.20%	2.80%	2.82%	0.02%	▲0.38%
	介護分	2.70%	2.39%	2.52%	0.13%	▲0.18%
	子ども分			0.22%	0.22%	0.22%
計	計	14.40%	12.41%	12.53%	0.12%	▲1.87%

令和8年度の保険料の算定方法

▶ 「子ども・子育て支援金」の保険料はR 8年度から標準保険料率を適用

令和8年度から3年かけて国民健康保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされる。この保険料も、保険料水準統一の対象であることから、令和8年度の制度開始と同時に標準保険料率を適用する。

令和8年度の標準保険料率(子ども分)

均等割	平等割	所得割
1,012	640	0.22%



令和8年度の松山市保険料(子ども分)

均等割	平等割	所得割
996	600	0.22%

12の倍数に調整

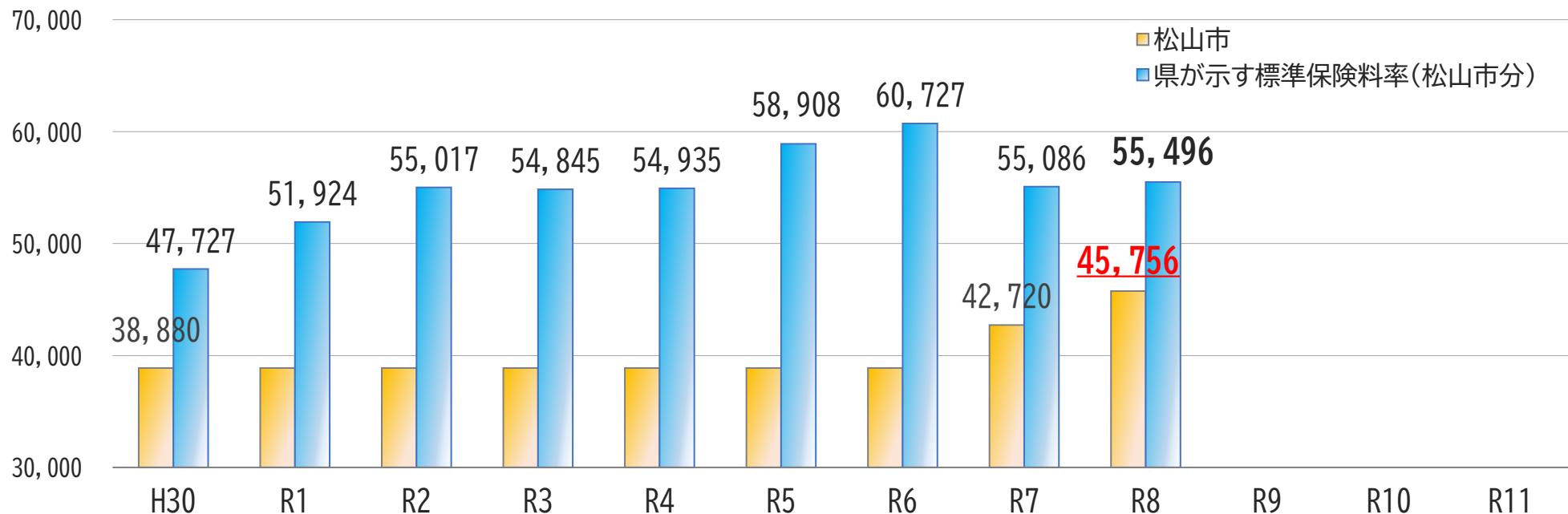
▶ 均等割・平等割は、子ども分を合わせてR 7年度改定額の範囲で算定 所得割は、昨年度に引き続きマイナス改定

前年度の試算では、標準保険料率と本市保険料との差額を改定期間(5年)で均等に調整した場合、毎年3,840円の改定が必要(子ども分を除く)となる見込みであったが、今回、県納付金に精算(戻り)が生じ、医療分の標準保険料率が低下したため、必要な改定額が縮小している。

また、令和7年度の保険料改定で、国保会計の収支が大幅に改善する見込みであることから、令和8年度の均等割・平等割の改定額は、子ども分も含め、昨年度の改定額(3,840円)の範囲で算定する。また、所得割は、前年度同様にマイナス改定を行う。

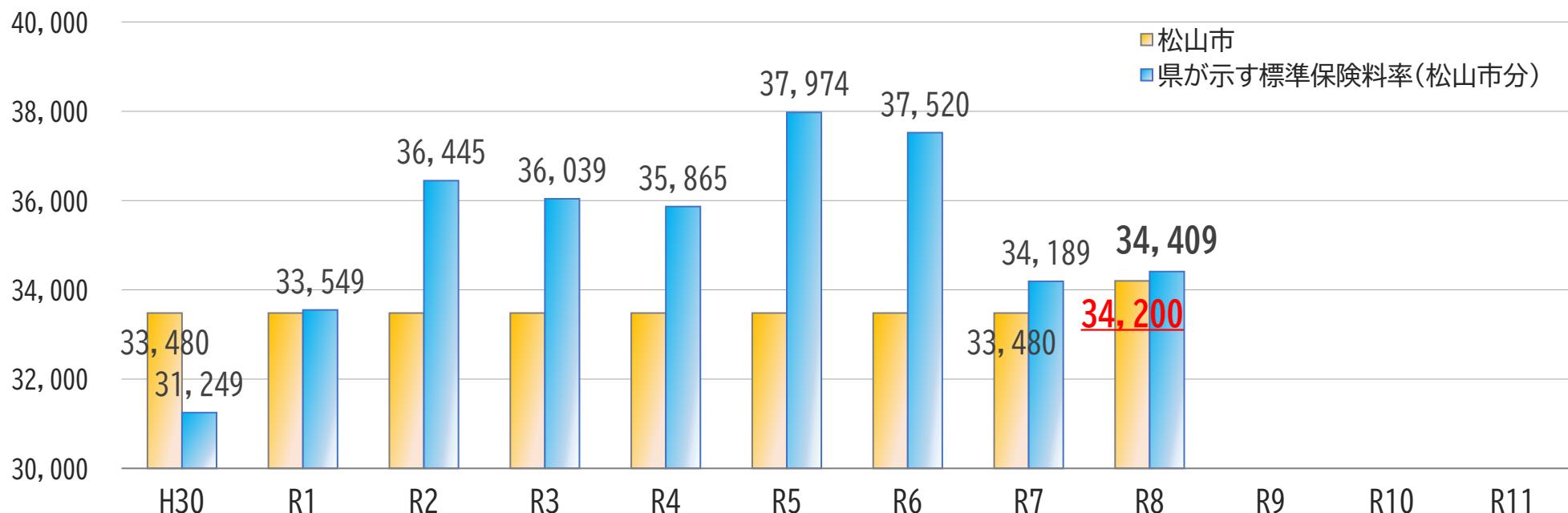
令和8年度の保険料改定 均等割

	標準保険料率 R8(仮算定)	松山市保険料			改定内容
		R7	今回改定額	R8	
均等割	医療分	30,313	24,120	1,080	25,200
	後期分	12,083	9,120	480	9,600
	介護分	12,088	9,480	480	9,960
	子ども分	1,012		996	996
		55,496	42,720	3,036	45,756



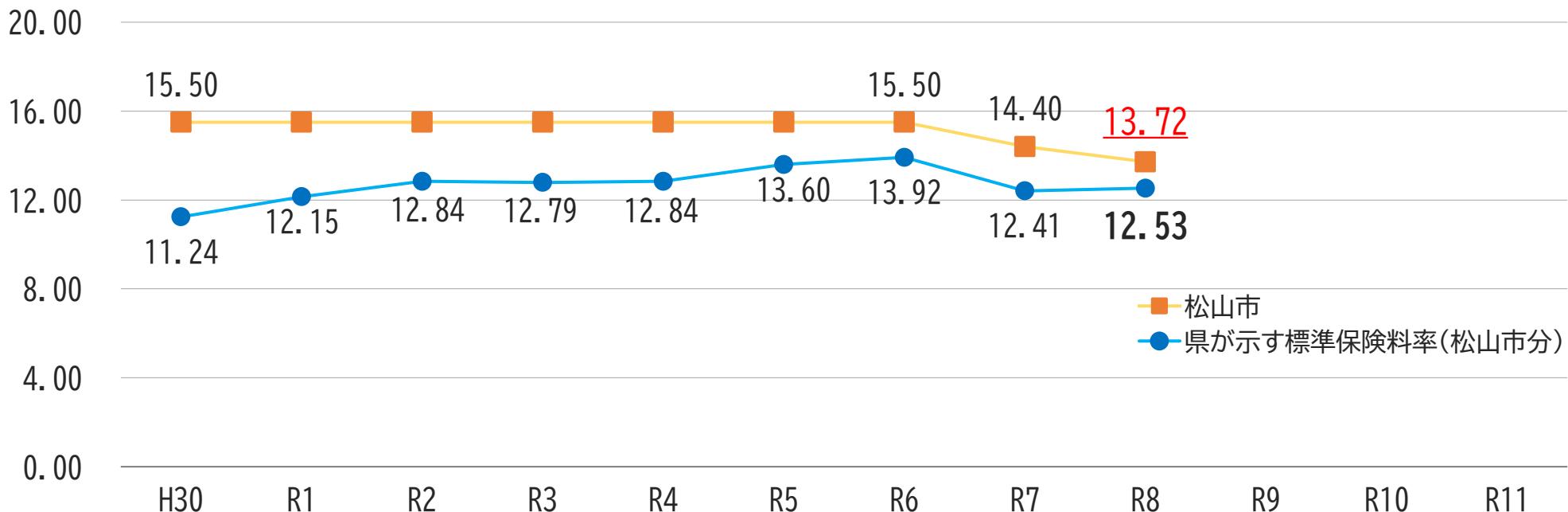
令和8年度の保険料改定 平等割

		標準保険料率 R8(仮算定)	松山市保険料			改定内容
			R7	今回改定額	R8	
平等割	医療分	19,912	20,040	▲ 120	19,920	<p><u>子ども分は標準保険料率と同水準(600円)とする。</u></p> <p><u>医療分と後期分の標準保険料率との差額を調整</u>し、全ての区分で標準保険料率と同水準とする。</p>
	後期分	7,937	7,560	240	7,800	
	介護分	5,920	5,880		5,880	
	子ども分	640		600	600	
		34,409	33,480	720	34,200	



令和8年度の保険料改定 所得割

		標準保険料率 R8(仮算定)	松山市保険料			改定内容
			R7	今回改定額	R8	
所得割	医療分	6.97%	8.50%	▲0.90%	7.60%	<p>子ども分は標準保険料率と同率(0.22%)とする。 標準保険料率との乖離状況や賦課総額の調整を踏まえ、マイナス改定を行う。</p>
	後期分	2.82%	3.20%		3.20%	
	介護分	2.52%	2.70%		2.70%	
	子ども分	0.22%		0.22%	0.22%	
	12.53%	14.40%	▲0.68%	13.72%		



保険料改定率と令和9年度以降の影響について

▶ 保険料改定率

子ども・子育て支援金分を除く令和8年度の保険料改定率は、賦課総額ベースで▲2.8%(子ども分を含めると▲0.7%)となる。

今後、県から本算定の結果が示されるため、今回説明した方法で再度算定を行い、令和8年度の保険料を正式に決定する。

▶ 令和9年度以降の影響について

愛媛県によると、前年度と同様に、納付金の算定で前々年度の精算金(戻り)が生じ、医療分の標準保険料率が引き下げられる結果となった。

令和9年度以降は、この影響が緩和されるため、中長期的には、再び標準保険料率が上昇することが懸念される。

また、所得割は、前年度に引き続き、賦課総額の調整のため当初想定していた見込み(令和9~10年度)より前倒しで引き下げるため、令和9年度の所得割は、令和8年度と同率又は引き上げとなる可能性がある。

改定に伴う負担額試算 3人世帯(大人2+就学児1)の場合

軽減区分	年収	区分	現行	改定後	増減額	
					年額	月額換算
軽減あり	7割軽減 <u>98万円</u>	所得割	0円	0円	0円	0円
		均等割	35,610円	37,900円	2,290円	191円
		平等割	10,040円	10,260円	220円	18円
		合計	45,650円	48,160円	2,510円	209円
軽減あり	5割軽減 <u>203万円</u>	所得割	130,960円	124,000円	▲6,960円	▲580円
		均等割	59,340円	63,160円	3,820円	318円
		平等割	16,740円	17,100円	360円	30円
		合計	207,040円	204,260円	▲2,780円	▲232円
軽減あり	2割軽減 <u>313万円</u>	所得割	241,840円	230,410円	▲11,430円	▲953円
		均等割	94,950円	101,060円	6,110円	509円
		平等割	26,780円	27,360円	580円	48円
		合計	363,570円	358,830円	▲4,740円	▲396円
軽減なし	350万円	所得割	279,360円	266,160円	▲13,200円	▲1,100円
		均等割	118,680円	126,310円	7,630円	636円
		平等割	33,480円	34,200円	720円	60円
		合計	431,520円	426,670円	▲4,850円	▲404円

改定に伴う負担額試算 単身世帯(大人1)の場合

軽減区分	年収	区分	現行	改定後	増減額	
					年額	月額換算
7割軽減	98万円	所得割	0円	0円	0円	0円
		均等割	12,820円	13,730円	910円	76円
		平等割	10,040円	10,260円	220円	18円
		合計	22,860円	23,990円	1,130円	94円
5割軽減	128万円	所得割	43,200円	41,160円	▲2,040円	▲170円
		均等割	21,360円	22,880円	1,520円	127円
		平等割	16,740円	17,100円	360円	30円
		合計	81,300円	81,140円	▲160円	▲13円
2割軽減	154万円	所得割	80,640円	76,830円	▲3,810円	▲318円
		均等割	34,180円	36,610円	2,430円	203円
		平等割	26,780円	27,360円	580円	48円
		合計	141,600円	140,800円	▲800円	▲67円
軽減なし	200万円	所得割	128,160円	122,100円	▲6,060円	▲505円
		均等割	42,720円	45,760円	3,040円	253円
		平等割	33,480円	34,200円	720円	60円
		合計	204,360円	202,060円	▲2,300円	▲192円

3. 国民健康保険条例の一部改正について

子ども・子育て支援金制度への対応と賦課割合の変更

子ども・子育て支援金制度への対応

令和8年度から開始される「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、本市の国民健康保険条例等の所要の改正を行います。

【主な改正項目】

賦課割合（所得割・均等割・平等割）、賦課限度額、低所得者軽減 等

賦課割合の変更

「子ども・子育て支援金」は制度開始当初から、県が示す標準保険料率を適用するほか、その他の区分（医療分・後期分・介護分）も、県内保険料水準の統一に向けて、標準保険料率への移行を進めるため、賦課割合を「県内統一の賦課割合」に変更します。

【改正前】

	所得割	均等割	平等割
医療分			
後期分	52%	33%	15%
介護分			
子ども分	規定なし	規定なし	規定なし

【改正後】

	所得割	均等割	平等割
医療分			
後期分	42%	41%	17%
介護分			
子ども分			

賦課限度額の引上げ

賦課限度額の引上げ予定額

区分	R7	R8	引上げ予定額
医療分	660,000円	670,000円	+10,000円
後期分	260,000円	260,000円	据置
介護分	170,000円	170,000円	据置
子ども分	-	30,000円	+30,000円
計	1,090,000円	1,130,000円	+40,000円

松山市の影響見込

約700世帯に影響があり、保険料は約700万円增收となる見込み

低所得者に対する軽減措置の所得判定基準の引上げ

軽減措置の所得判定基準の引上げ

低所得者に配慮して、均等割額と平等割額を軽減する所得判定基準が引き上げられます。

軽減割合	R7
5割	43万円 + <u>30.5万円</u> × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
2割	43万円 + <u>56万円</u> × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)



軽減割合	R8
5割	43万円 + <u>31万円</u> × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
2割	43万円 + <u>57万円</u> × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)